

常磐自動車道の全線4車線化の早期実現を求める意見書

常磐自動車道は、首都圏と東北地方南部までの太平洋側の主要都市をつなぎ、経済や医療を始めとする沿線の物流・人的交流の活性化はもとより、地域住民の利便性や安全・安心の確保に大きく寄与するものであり、当県が東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故からの復興・再生を果たすために、欠かすことのできない極めて重要な路線である。

昨年3月、当県の長年の悲願であったこの常磐自動車道の全線開通が、ようやく現実のものとなった。さらに、暫定2車線供用区間について、本年3月には、「いわき中央IC～広野IC」間及び「山元IC～岩沼IC」間の4車線化に関し、「復興・創生期間」内の概ね5年で完成を目指し事業に着手すること、また、本年6月には、高速自動車国道の整備計画の変更を完了したことが公表され、残る「広野IC～山元IC」間には必要な箇所へ付加車線を設置する方針が示されたところである。このことは、東日本大震災の発生から5年が経過し、復興・再生に向けた取組を着実に進めている当県にとって、さらなる追い風になるものと期待されている。

そのような中、常磐自動車道は、全線開通から1年が経過し、「復興・創生期間」という新たな段階を迎えた現在、復興事業の本格化に伴い、国道6号とともに交通量が増え、渋滞が発生している状況にある。特に、中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送路にもなっており、中間貯蔵施設への搬入が本格的に開始されれば、交通量が更に増大することは明らかである。また、常磐自動車道は、放射線量の高い地域を通過する路線であることから、その地域内を多くの車両が行き交う対面通行の危険性が以前から指摘されており、安全性の確保が最重要課題となっている。本年5月4日に帰還困難区域内において発生した乗用車と高速バスの正面衝突事故は、2人が死亡し、40人が負傷する大惨事となり、改めてその危険性を浮き彫りにした。これらのことを鑑みれば、早期の4車線化が急務であることは明白である。

よって、国においては、常磐自動車道の更なる機能強化と安全確保のため、全線4車線化を早期に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年7月6日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 あ て
国 土 交 通 大 臣
復 興 大 臣

福島県議会議長 杉 山 純 一